

## 株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

高 島 株 式 会 社

代表取締役社長 高 島 幸 一

## 第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル  
当社本店11階会議室
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第128期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第128期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件                          |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件                                  |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件                      |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件                              |
| 第7号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件 |

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tak.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）におけるわが国の経済環境は、政府の経済対策や円安、原油安を背景とした企業業績の改善による設備投資の増加や雇用、所得改善など緩やかな回復基調が続いておりますが、個人消費の伸びは低調で、また中国を中心としたアジア新興国経済の失速、原油価格の低迷、地政学的リスクの高まりなどにより、1月以降は金融情勢が不安定化しており、景気の下押し要因になるなど依然として先行きに不透明感が残る状況となっております。

このような環境の下、当社グループでは当期より連結対象となったシーエルエス株式会社及び小野産業株式会社の売上寄与などがありましたが、太陽エネルギー関連分野、アパレル関連分野で大きく売上が減少しました。その結果全体では売上がほぼ横ばいとなりました。しかしながら太陽エネルギー関連分野の売上総利益の減少はコスト削減ではカバーできず、また新規連結子会社の販売管理費が追加されたことに加え、小野産業株式会社の取得に伴う公開買付費用、統合関連費用などにより連結販売管理費が増加した結果、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれ減少いたしました。

この結果、当社グループの当期における売上高は、91,230百万円（前連結会計年度比0.6%減）、営業利益は1,687百万円（同3.9%減）、経常利益は1,753百万円（同11.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,122百万円（同17.9%減）となりました。

セグメント別の売上高の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント別	期別	第128期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第127期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	伸び率 (%)
建	材	57,127	63,124	△9.5
産	業	33,793	28,468	18.7
賃	貸	309	146	111.8
合	計	91,230	91,738	△0.6

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

#### 建材（売上高伸び率△9.5%）

太陽エネルギー関連分野において買取価格改定の影響等により市場低迷が続き、住宅用、産業用ともに売上が大きく減少しました。その他の事業分野はほぼ前年並みとなりましたが、建材セグメント全体では売上が減少し、セグメント利益も大きく減少しました。

#### 産業資材（売上高伸び率18.7%）

新規に連結対象となったシーエルエス株式会社及び小野産業株式会社が売上に大きく寄与しました。また省エネ関連分野でも商業施設を中心とする照明案件の継続受注により増加しました。アパレル関連分野では事業構造の見直しを行った結果、売上が減少しましたが、その他の事業分野は堅調に推移し、産業資材セグメント全体では、売上増加となり、セグメント利益も増加しました。

#### 賃貸不動産（売上高伸び率111.8%）

銀座本社ビル跡地に建設した賃貸ホテルが完工し、新たな賃料収入が発生したため売上は増加、セグメント利益も増加となりました。

## 2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

設備の内容	投資額（百万円）	完成年月	目的
賃貸用建物	1,353	平成27年5月	不動産の賃貸

### (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はございません。

### (3) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はございません。

## 4. 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、小野産業株式会社の発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社としたため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、連結子会社であったTAKグリーンサービス株式会社の全株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

## 5. 対処すべき課題

当社グループは2012年4月より4か年の中期計画「サステナ100」を遂行してまいりました。「サステナ100」では、太陽エネルギー分野、断熱・省エネ分野、高機能素材分野などの環境配慮事業に経営資源を重点的に配分し、2016年3月期に売上高1,000億円、経常利益17億円の達成、ROE 8%以上の維持を目標としておりました。

「サステナ100」における計数目標及び当連結会計年度（中期計画最終年度）の結果は次のとおりでした。

経営指標	目標	当期実績（達成率）
売上高	1,000億円	912億円（91%）
経常利益	17億円	17.5億円（103%）
ROE	8%	8.5%（106%）

2015年3月期より政策変更などにより、太陽エネルギー分野の売上が減少に転じたため、売上目標を達成することはできませんでしたが、コスト削減などにより経常利益は2014年3月期より3期連続で、ROE目標は2013年3月期より4期連続で達成いたしました。また当中期計画期間を通じて増配を継続しており、株主還元を進めております。

新中期計画「サステナ2020（ニーマルニーマル）」（2016年4月より2020年3月までの4か年計画）では、「持続的成長を継続するための事業構造・ポートフォリオ転換」をテーマとし、中期計画最終年度（2020年3月期）に売上高20%増（1,100億円）、親会社株主に帰属する当期純利益20億円、ROE 10%以上を目標に、以下の4つを重点戦略として遂行してまいります。

### 1) ダントツ戦略

「省エネ」「軽量化」「省力化」を戦略領域とし、それぞれの領域で当社ならではのソリューションを提供してまいります。

#### ①省エネソリューション

創エネ・省エネ・蓄エネを連係させ、住まいや建物のエネルギーの有効活用をトータルに支援するソリューション設計・提供を行ってまいります。

#### ②軽量化ソリューション

社会環境やニーズの変化に対応する部材・資材へ、環境負荷を低める軽量化の代替品・改良品のソリューションをデザインから製造・加工・納品までの広いプロセスをコーディネートして提供してまいります。

#### ③省力化ソリューション

「省力」の概念を加えた工法や新新材、また製造・加工など一手間加えたユニット化により、人口減少社会や効率化に対する需要に対応したソリューションを提供してまいります。

当該戦略の遂行には、組織・個人の能力向上が不可欠であり、ダントツの専門力構築へ向け人材育成・登用をより積極的に推進してまいります。

## 2) M&A推進

新規事業領域への拡大並びに付加価値機能強化を目的として、M&Aを積極的に推進し、事業ポートフォリオの転換を進捗させてまいります。M&A実施後は効果的な統合に注力し、早期にグループ全体でのシナジー効果を創出すべく活動してまいります。

## 3) 生産性向上

業務全体の見直しを行い、内部統制・コンプライアンス体制を強化しつつ、システム化などを通じて生産性の向上を推進してまいります。生産性の向上により一層のコスト削減を図ってまいります。

## 4) コーポレート・ガバナンス強化

監査等委員会設置会社への移行、社外取締役の増員などを通じて、「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則も踏まえ、より充実した「攻めのガバナンス」体制の構築に向けて継続的に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別			
	第125期 (平成24年度)	第126期 (平成25年度)	第127期 (平成26年度)	第128期 (平成27年度) (当連結会計年度)
売 上 高	83,175	94,854	91,738	91,230
営 業 利 益	1,248	1,839	1,756	1,687
経 常 利 益	1,466	2,056	1,974	1,753
親会社株主に帰属する 当期純利益	917	1,177	1,368	1,122
1株当たり 当期純利益(単位：円)	20.28	26.05	30.27	24.85
総 資 産	36,453	43,924	42,577	44,346
純 資 産	9,793	10,978	13,062	13,474

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 7. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドテクノ株式会社	70 百万円	100 %	繊維製品の加工・販売
シーエルエス株式会社	50	100	人工皮革・合成皮革等の各種資材、製品の販売
小野産業株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
iTak (International) Limited	25,000 千香港ドル	100	電子部品、電子機器の販売

- (注) 1. 当連結会計年度において、小野産業株式会社の発行済株式の全てを取得し、同社を100%子会社としたため、連結の範囲に含めております。  
2. 当連結会計年度において、連結子会社であったTAKグリーンサービス株式会社の全株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

## 8. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連資材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、電子部品、医療用物流資材、その他工業資材
賃 貸 不 動 産	保有不動産賃貸

## 9. 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

会社名	事業所名	所在地
高島株式会社	本社	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府中央区
	名古屋支店	名古屋市中区
	北海道営業所	札幌府中央区
	東北営業所	仙台市青葉区
	中国営業所	広島府中区
	九州営業所	福岡府中央区
四国営業所	香川県高松市	
ハイランドテクノ株式会社	本社及び工場 東京支店	栃木県那須塩原市 東京都文京区
シーエルエス株式会社	本社 東京営業所	大阪府中央区 東京都千代田区
小野産業株式会社	本社及び工場	栃木県栃木市
iTak (International) Limited	本社 シンガポール支店 中国深圳代表事務所 台湾代表事務所 マレーシア・ペナン事務所 日本支社東京オフィス 日本支社大阪オフィス	中華人民共和国香港 シンガポール共和国 中華人民共和国深圳 台湾台北市 マレーシアペナン 東京都新宿区 兵庫県尼崎市

(注) 高島株式会社大阪支店は、平成28年6月に大阪市北区への移転を予定しております。

#### 10. 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
建築資材	138(52)	△21
産業資材	314(79)	82
賃貸不動産	2(4)	0
全社（共通）	77(18)	6
合計	531(153)	67

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。  
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

#### 11. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,940
株式会社三井住友銀行	755

- (注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社であるハイランドテクノ株式会社は、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の取引に関して、平成28年3月1日に公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、ハイランドテクノ株式会社とともに、引き続き公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

## II. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,180,595株（自己株式465,138株を除く）
3. 株主数 4,955名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	3,853	8.52
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,138	4.73
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,061	4.56
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,818	4.02
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,762	3.89
株 式 会 社 原 田 不 動 産 商 事	1,484	3.28
株 式 会 社 ク ラ レ	1,006	2.22
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	815	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	757	1.67
C B L D N K I A F U N D 1 3 6	744	1.64

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の内容等  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等  
該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長	
高垣 康孝	常務取締役 建材事業本部長	
大畑 恭宏	常務取締役 経営管理本部長 兼 産業資材事業本部長	
後藤 俊夫	取締役	iTak (International) Limited 代表取締役社長
弓削 道雄	取締役	
森 哲治	常勤監査役	
川添 丈	監査役	表参道総合法律事務所 代表弁護士
石尾 肇	監査役	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員（公認会計士） 株式会社星医療酸器 社外監査役 公益財団法人 日本心臓財団 監事 独立行政法人 地域医療機能推進機構 監事

- (注) 1. 取締役弓削道雄氏は社外取締役であります。
2. 監査役川添丈氏及び監査役石尾肇氏は社外監査役であります。
3. 取締役弓削道雄氏、監査役川添丈氏及び監査役石尾肇氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役石尾肇氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- ・平成27年6月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役田中邦忠氏は任期満了により退任いたしました。
  - ・平成28年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
    - ・代表取締役社長高島幸一氏は、代表取締役社長から代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長に就任いたしました。
    - ・常務取締役大畑恭宏氏は、常務取締役経営管理本部長兼産業資材事業本部長から常務取締役経営管理本部長兼産業ソリューション戦略担当に就任いたしました。
  - ・平成28年4月1日付で実施した組織名称変更に伴い、常務取締役高垣康孝氏の担当は、建材事業本部長から建材ソリューション事業本部長に変更になりました。

### 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	128百万円
（うち社外取締役）	1名	5百万円）
監査役	3名	24百万円
（うち社外監査役）	2名	8百万円）

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、取締役の報酬額は、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額1億80百万円以内、監査役の報酬額は、年額55百万円以内と決議いただいております。
2. 平成24年6月28日開催の第124回定時株主総会において、業務執行取締役につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入する旨を決議いただいております。上記には、当事業年度中に利益連動報酬として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役5名 28百万円
3. 上記には平成27年6月26日開催の第127回定時株主総会終了の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### 3. 社外役員に関する事項

	社外取締役	社外監査役	
	弓削 道雄	川添 丈	石尾 肇
(1) 重要な兼職先と当社との関係	—	(別記 1)	(別記 2)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記 4)	(別記 4)	(別記 4)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—

(別記 1) 川添監査役は、表参道総合法律事務所の代表弁護士であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記 2) 石尾監査役は、監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員、株式会社星医療機器の社外監査役、公益財団法人日本心臓財団の監事、独立行政法人地域医療機能推進機構の監事であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記 3) 当事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況並びに発言状況

弓削取締役 当事業年度に開催した取締役会には、14回のうち14回出席（出席率100%）しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

川添監査役 当事業年度に開催した取締役会には、14回のうち14回出席（出席率100%）、監査役会には13回のうち13回（出席率100%）出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

石尾監査役 当事業年度に開催した取締役会には、14回のうち14回出席（出席率100%）、監査役会には13回のうち13回（出席率100%）出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記 4) 当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額  
32百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
51百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

### 3. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意の理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものとします。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
  - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
  - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
  - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
  - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
  - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役及び各監査役が閲覧できるよう整備・保存する。
  - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
  - i. 経営管理本部長は経営管理本部の管理職者の中より選任した「リスク管理委員会」を編成して定期的にリスクの見直し・検討を行い総合的なリスク管理を推進する。
  - ii. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
  - iii. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
  - iv. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
  - v. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書により手続を行った上で責任をもって対処する。
  - vi. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生 of 未然防止に当る。
  - vii. 問題が発生した場合は、その全容と真の原因を早期に究明し「トラブル対応基準」に従い適正に問題解決に当るとともに、リスク変化が生じた時は適宜に対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
  - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
  - ii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は執行ラインから独立したラインで調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り業務の適正を確保する。
  - ii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
  - iii. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
  - iv. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
  - v. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査役に報告する。
  - vi. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
  - vii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
  - viii. 監査役はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査役の職務遂行補佐員及び独立性に関する体制
- 監査役の職務の補助が必要な時は、監査役会の求めに応じて使用人を配置するとともに独立性を確保するためにその任命、異動、懲戒、評価については常勤監査役の同意の上行う。またその独立性を確保するために監査役が当該使用人をその職務の補助すべき使用人とする期間は、当該使用人の指揮権は監査役に移譲され、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

- (8) 取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査役会に報告する。
  - ii. 業務執行会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要なかつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査役へ報告する。
- (9) 監査役による監査が実効的に行われる事を確保するための体制
  - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査役との連携を密にとり、効率的な監査役監査が行われるよう体制を整備する。また監査役は、内部統制部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
  - ii. 代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合を持ち監査役が必要な情報を得られるよう配慮する。
  - iii. 社外監査役に必要な情報提供と独立性を配慮する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制につきまして、以下のとおり運用しております。

### (1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「コンプライアンス基本規定」及び「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する研修、アンケート等を実施してコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (2) リスク管理

リスク管理については、リスク管理委員会を設置し、「内部統制基本規定」に基づき、①内部統制報告制度を含む体制の整備、②内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及びその評価、③当社グループにおけるリスクの設定、④設定したリスクの再評価及び適切な対応、⑤不正リスクが発生した場合の分析・評価及び対応を行った上で、必要に応じて各部署と連携し全社的に対応しております。

### (3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制については、「内部統制基本規定」及び「内部統制運営基準」に基づき、全社的内部統制評価及び決算報告評価などの自己点検を実施したうえで、内部統制評価を実施しております。

### (4) 内部監査体制

当社の内部監査部門が「内部監査規定」及び監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

### (5) 監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しております。また、監査役会（当期中に13回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。さらに、取締役会に出席して助言を行うことにより、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

### (6) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備

子会社においても企業集団として遵守すべきルール（親会社への事前報告等を含む）を定め、各社に遵守するように求めています。また当該ルールに沿って業務を実施しているかについては、当社から派遣している管掌役員の取締役会での出席及び監査役によるグループ監査役連絡会議の実施によりチェックを行い、課題がある場合には改善を求めています。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	32,790	<b>流 動 負 債</b>	26,237
現金及び預金	3,433	支払手形及び買掛金	21,588
受取手形及び売掛金	25,375	短期借入金	2,045
商品及び製品	3,039	1年内返済予定の長期借入金	1,098
仕掛品	60	未払費用	522
原材料及び貯蔵品	102	未払法人税等	214
未成工事支出金	342	未払消費税等	56
前渡金	109	賞与引当金	357
前払費用	78	役員賞与引当金	28
繰延税金資産	223	その他	325
未収入金	71	<b>固 定 負 債</b>	4,633
その他	77	長期借入金	1,927
貸倒引当金	△125	繰延税金負債	531
<b>固 定 資 産</b>	11,555	退職給付に係る負債	100
<b>有 形 固 定 資 産</b>	5,792	再評価に係る繰延税金負債	405
建物及び構築物	2,568	その他	1,669
機械装置及び運搬具	217	<b>負 債 合 計</b>	30,871
工具、器具及び備品	85	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	2,907	<b>株 主 資 本</b>	11,485
リース資産	11	資 本 金	3,801
建設仮勘定	2	資 本 剰 余 金	1,825
<b>無 形 固 定 資 産</b>	170	利 益 剰 余 金	5,950
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	5,593	自 己 株 式	△92
投資有価証券	3,709	その他の包括利益累計額	1,989
長期貸付金	8	その他有価証券評価差額金	901
長期営業債権	263	土地再評価差額金	866
退職給付に係る資産	139	為替換算調整勘定	25
繰延税金資産	30	退職給付に係る調整累計額	196
その他	1,500	<b>純 資 産 合 計</b>	13,474
貸倒引当金	△59	<b>資 産 合 計</b>	44,346
<b>資 産 合 計</b>	44,346	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	44,346

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	91,230
売 上 原 価	82,984
売 上 総 利 益	8,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,557
営 業 利 益	1,687
営 業 外 収 益	219
受 取 利 息	52
受 取 配 当 金	101
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	24
償 却 債 権 取 立 益	3
雑 収 入	36
営 業 外 費 用	153
支 払 利 息	52
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	0
為 替 差 損	74
雑 支 出	25
経 常 利 益	1,753
特 別 利 益	15
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3
関 係 会 社 株 式 売 却 益	12
特 別 損 失	41
関 係 会 社 株 式 売 却 損	8
減 損 損 失	33
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,727
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	501
法 人 税 等 調 整 額	103
当 期 純 利 益	1,122
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,122

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	3,801	1,825	5,099	△89	10,636
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△271		△271
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,122		1,122
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	851	△3	848
平成28年3月31日残高	3,801	1,825	5,950	△92	11,485

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成27年4月1日残高	1,354	843	37	189	2,425	13,062
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△271
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,122
自己株式の取得						△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△453	22	△12	7	△436	△436
当期変動額合計	△453	22	△12	7	△436	412
平成28年3月31日残高	901	866	25	196	1,989	13,474

# 連 結 注 記 表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 12社

(主要子会社名 ハイランドテクノ株式会社、シーエルエス株式会社、小野産業株式会社、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

当連結会計年度において、小野産業株式会社の普通株式に対する公開買付を行い、平成27年10月6日付で同社株式を取得しました。この結果、議決権が過半数に達したことから、当連結会計年度において連結子会社としております。

当連結会計年度において、TAKグリーンサービス株式会社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

(株式会社スズキ太陽技術、TAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。

当連結会計年度において、持分法適用会社であった北三高和株式会社の全株式を譲渡したことにより、同社を持分法の範囲から除外しております。

株式会社スズキ太陽技術は平成28年4月1日付で株式会社動力へ商号を変更しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak (International) Limited、iTak International (Shanghai) Limited、iTak International (Thailand) Ltd.、iTak International (Shenzhen) Limited及びアイタック株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

##### ②デリバティブ

時価法によっております。

##### ③たな卸資産

主として、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は移動平均法（商品に含まれる販売用不動産は個別法）、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額について

- は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事 工事完成基準
- (6) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針  
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (8) 消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
5. 重要な会計方針の変更  
企業結合に関する会計基準等の適用  
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合につい

ては、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ57百万円減少しております。

## 6. 会計上の見積りの変更

退職給付に係る負債の数理計算上の差異の費用処理年数

当社は、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は10年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更により、従来の方法による場合と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ70百万円減少しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産及びその対応債務

#### (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	1,450百万円
計	1,450百万円

#### (2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資その他の資産「その他」(供託金)	15百万円
計	15百万円

### 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,418百万円
----------------	----------

### 3. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日……平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 53百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 50百万円

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 45,645,733株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	271	利益剰余金	6.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成28年6月29日開催の定時株主総会において、以下のとおり議案として提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	316	利益剰余金	7.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日

### Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は取引限度規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の取引限度規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、太陽光発電システムの販売に伴う日照時間の補償に係る変動リスクに対するヘッジを目的とした天候デリバティブ取引であります。金利スワップ取引については、変動金利による長期借入金の支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るため、借入金の個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。またデリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（24頁（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,433	3,433	－
(2) 受取手形及び売掛金	25,375	25,375	－
(3) 投資有価証券	3,400	3,400	－
資産計	32,209	32,209	－
(1) 支払手形及び買掛金	21,588	21,588	－
(2) 短期借入金	2,045	2,045	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,098	1,098	－
(4) 長期借入金	1,927	1,909	△17
負債計	26,659	26,641	△17
デリバティブ取引（※）	(58)	(58)	－

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格によっております。

### 負 債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

#### ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル 買建	—	—	—	—
	米ドル	1,284	—	△58	△58
	ユーロ	52	—	△0	△0
合 計		1,336	—	△58	△58

(b) その他（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	天候デリバティブ取引 売建				
	プット	342 (-)	162 (-)	△9	△9
	買建 コール	342 (11)	162 (5)	9	△1
合 計		684 (11)	325 (11)	—	△11

「契約額等」及び「契約額等のうち1年超」欄の（ ）書きはオプション料の金額であります。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対 象	契約額等		時 価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	510	290	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（負債(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	309

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,433	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,375	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,045	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	1,098	—	—	—	—	—
長期借入金	—	968	746	212	—	—

## V. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅（土地を含む）等を所有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は100百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,303	2,590	3,894	5,263

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は銀座本社ビル跡地の賃貸用ホテルの完工（2,450百万円）によるものであり、主な減少額は減価償却の実施（108百万円）によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

## VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

298円25銭

1株当たり当期純利益

24円85銭

## Ⅶ. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 小野産業株式会社  
事業の内容 プラスチック成形品の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、サステナの専門商社を目指して事業を推進しております。小野産業株式会社は、自動車部品などの樹脂成型メーカーであり、特許を保有する高速ヒートサイクル成型技術（RHCM技術）並びにその派生技術により、当社の高機能素材事業の拡大に貢献すると判断して、小野産業株式会社の普通株式に対する公開買付けを行うことといたしました。

また、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで小野産業株式会社を完全子会社として機動的な財務戦略や効率的な経営管理体制を構築し、一体経営を実現することが最善であるとの結論に至り、会社法第179条に基づく株式売渡請求による完全子会社化を実施いたしました。

(3) 企業結合日

株式公開買付けによる取得 平成27年10月6日（みなし取得日平成27年10月1日）

株式売渡請求による取得 平成27年11月19日（みなし取得日平成27年10月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日前に所有していた議決権比率 1%

企業結合日に取得した議決権比率 100.00%

取得後の議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権比率の100%を獲得したことによるものであります。

### 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,551百万円
	未払金	4
取得原価		1,555百万円

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 63百万円

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

59百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時における純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,706 百万円
固定資産	1,739
資産合計	4,446
流動負債	2,194
固定負債	755
負債合計	2,949

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,150百万円
営業利益	70百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

企業結合が連結会計年度開始日に完了したと仮定して算出した売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## 事業分離

### 1. 事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称  
株式会社スズキ太陽技術
- (2) 分離した事業の内容  
連結子会社：TAKグリーンサービス株式会社  
事業の内容：太陽光発電システム等、住宅用エネルギー機器の販売、取付工事
- (3) 事業分離を行った主な理由  
当社は、太陽光関連事業の事業環境が激しく変化中、環境の変化に対応するためにはより迅速に施工機能の強化が必要と判断しました。当社の持分法適用会社である株式会社スズキ太陽技術は、当該分野において高い専門性とノウハウを有しており、株式会社スズキ太陽技術の傘下にTAKグリーンサービス株式会社が入ることにより、施工機能の迅速な強化が図れると判断し、当社が保有する全株式を譲渡いたしました。
- (4) 事業分離日  
平成27年12月24日
- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項  
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

### 2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額  
関係会社株式売却益 12百万円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	452 百万円
固定資産	5
資産合計	458
流動負債	457
固定負債	4
負債合計	462
- (3) 会計処理  
当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

### 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント 建材

### 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	1,552百万円
営業損失	53

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,994</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,733</b>
現金及び預金	1,879	買掛金	14,540
受取手形	8,067	電子記録債権	3,593
売掛金	10,242	短期借入金	1,200
電子記録債権	2,561	1年内返済予定の長期借入金	1,098
商物品	1,279	関係会社預り金	222
未成工事支出金	342	リース債務	9
前渡金	104	未払金	34
前払費用	46	未払費用	321
繰延税金資産	188	未払法人税等	97
短期貸付金	76	未払消費税等	23
関係会社預け金	1,289	前受金	182
未収入金	126	預り金	36
その他	56	賞与引当金	274
貸倒引当金	△267	役員賞与引当金	28
<b>固定資産</b>	<b>11,785</b>	その他	68
<b>有形固定資産</b>	<b>4,163</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,419</b>
建築物	1,919	長期借入金	1,927
構築物	81	リース債務	15
機械及び装置	20	退職給付引当金	143
工具、器具及び備品	38	預り保証金	1,600
土地	2,080	繰延税金負債	320
リース資産	22	再評価に係る繰延税金負債	394
<b>無形固定資産</b>	<b>53</b>	その他	18
ソフトウェア	42	<b>負債合計</b>	<b>26,152</b>
施設利用権等	10	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,568</b>	<b>株主資本</b>	<b>10,033</b>
投資有価証券	3,479	資本金	3,801
関係会社株	2,396	資本剰余金	1,825
従業員長期貸付金	7	資本準備金	950
関係会社長期貸付金	85	その他資本剰余金	875
敷金及び保証金	1,325	<b>利益剰余金</b>	<b>4,499</b>
長期営業債権	263	その他利益剰余金	4,499
その他	71	別途積立金	700
貸倒引当金	△59	特別償却準備金	1
<b>資産合計</b>	<b>37,779</b>	繰越利益剰余金	3,797
		<b>自己株式</b>	<b>△92</b>
		評価・換算差額等	1,593
		その他有価証券評価差額金	901
		土地再評価差額金	691
		<b>純資産合計</b>	<b>11,627</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,779</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	73,174
売 上 原 価	67,658
売 上 総 利 益	5,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,514
営 業 利 益	1,000
営 業 外 収 益	417
受 取 利 息	60
受 取 配 当 金	267
債 却 債 権 取 立 益	3
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	19
雑 収 入	66
営 業 外 費 用	100
支 払 利 息	32
為 替 差 損	59
雑 支 出	8
経 常 利 益	1,317
特 別 利 益	3
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3
特 別 損 失	125
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28
関 係 会 社 株 式 売 却 損	90
減 損 損 失	6
税 引 前 当 期 純 利 益	1,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	289
法 人 税 等 調 整 額	94
当 期 純 利 益	811

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
					別 途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
平成27年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	2	3,256	3,958	△89	9,496	
当期変動額											
剰余金の配当							△271	△271		△271	
特別償却準備金の取崩						△0	0	-		-	
当期純利益							811	811		811	
自己株式の取得									△3	△3	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	541	540	△3	537	
平成28年3月31日残高	3,801	950	875	1,825	700	1	3,797	4,499	△92	10,033	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成27年4月1日残高	1,344	669	2,013	11,510
当期変動額				
剰余金の配当				△271
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				811
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△442		△420	△420
当期変動額合計	△442		△420	116
平成28年3月31日残高	901	691	1,593	11,627

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- (2) その他の工事  
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針  
当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. 会計上の見積りの変更

退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数

当社は、従来、数理計算上の差異の費用処理年数は10年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更により、従来の方によった場合と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ70百万円減少しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産及びその対応債務

#### (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券	1,450百万円
計	1,450百万円

#### (2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資その他の資産「その他」(供託金)	15百万円
計	15百万円

### 2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,155百万円
----------------	----------

### 3. 保証債務

子会社借入金保証	72百万円
計	72百万円
上記のうち外貨による保証残高	72百万円 (US\$ 640千)

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	888百万円
関係会社に対する短期金銭債務	34百万円

### 5. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △53百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの △35百万円

## III. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	1,978百万円
仕入高	353百万円
その他の営業取引高	38百万円
営業取引以外の取引高	221百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	453	12	—	465

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	108
賞与引当金	84
退職給付引当金	43
販売用不動産評価損	99
会員権評価損	6
投資有価証券評価損	73
減損損失	3
その他	92
繰延税金資産小計	513
評価性引当額	△246
繰延税金資産合計	266
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△397
特別償却準備金	△0
土地再評価差額金	△394
繰延税金負債合計	△792
繰延税金資産の純額	△525

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が9百万円、法人税等調整額が13百万円、その他有価証券評価差額金が22百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は22百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランドテクノ株式会社	栃木県那須塩原市	70	繊維製品の加工・販売	(所有)直接100%	兼任1人	当社商品の販売 余剰資金の預け・預り	商品の販売(注1) 資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 利息の支払(注2)	139 957 970 0	受取手形 売掛金 関係会社預り金	53 21 12
子会社	TAKグリーンサービス株式会社(注4)	東京都中央区	60	太陽光発電システムの販売・施工	(所有)直接100%	兼任0人	当社商品の販売 余剰資金の預け・預り	商品の販売(注1) 資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 利息の支払(注2)	1,240 1,090 1,090 0	受取手形 売掛金 関係会社預り金	- 386 -
子会社	シーエルエス株式会社	大阪府大阪市	50	人工皮革・合成皮革等の各種資材・製品の販売	(所有)直接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 利息の受取(注2)	2,830 2,440 1	関係会社預け金	389
子会社	小野産業株式会社	栃木県栃木市	495	プラスチック成形品の製造・販売	(所有)直接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預りの預り(注2) 利息の受取(注2)	900 100 2	関係会社預け金	800

- (注1) 商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
- (注2) 資金の預け・預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- (注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。
- (注4) 当事業年度において当社の保有するTAKグリーンサービス株式会社の全株式を売却したことにより、同社は関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額および関連当事者に該当しなくなった時点での期末残高を記載しております。

#### **VII. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	257円35銭
1株当たり当期純利益	17円96銭

#### **VIII. 企業結合に関する注記**

連結注記表(企業結合に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

高 島 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

高 島 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 紀 彰<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙 本 竜 吾<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

## 高 島 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	森 哲 治 <sup>①</sup>
監 査 役 (社外監査役)	川 添 丈 <sup>②</sup>
監 査 役 (社外監査役)	石 尾 肇 <sup>③</sup>

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の改善と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対し安定的に利益を還元することを基本方針としており、バランスのとれた利益配分を行うことを目標としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円 配当総額316,264,165円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づく監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、及び監査役・監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行うものです。同時に取締役会の招集、運営及び決議の方法についての表現を修正いたします。(変更案 第4条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、附則第1条及び第2条。現行定款 第30条から第39条は削除。)
- (2) 現状に合わせて役付取締役の一部を廃止するとともに、執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を追加するものです。(変更案 第28条、第31条。)
- (3) 会社法第459条により認められています取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう条項を追加するものです。(変更案 第41条。)
- (4) その他、表現の修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>10</u> 名以内とする。 <u>2.</u> 当社の監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。</u>) は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規定に基づくものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第39条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)  第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。  (任期)  第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。  (会計監査人の責任限定契約)  第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)  第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。  (新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  (新設)  2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  (中間配当)  第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。  (配当の除斥期間)  第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(選任方法)  第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。  (任期)  第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。  (会計監査人の責任限定契約)  第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(事業年度)  第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。  (剰余金の配当等の決定機関)  第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。  (剰余金の配当の基準日)  第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  (削除)</p> <p>(配当の除斥期間)  第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、第128回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 当社は、第128回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たかしま こういち 高島 幸一 (昭和27年8月8日生)	昭和53年2月 ブロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社 平成12年7月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター 平成14年6月 当社入社 平成14年6月 取締役副社長 平成15年6月 代表取締役副社長 平成16年6月 代表取締役社長 平成28年4月 代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長（現任）	280,952株
2	たかがき やす たか 高垣 康孝 (昭和29年5月21日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 建材担当ディレクター 平成15年7月 建設分野担当ディレクター 平成16年4月 建設資材担当ディレクター 平成19年4月 名古屋支店長兼建設資材担当 ディレクター 平成21年4月 建材事業本部長兼東京統括部長 平成21年6月 取締役建材事業本部長兼東京統括部長 平成22年10月 取締役建材事業本部長 平成23年6月 常務取締役建材事業本部長（現任）（平成28年4月実施の組織名称変更により、現在は常務取締役建材ソリューション事業本部長であります。）	53,025株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	大畑 恭 宏 (昭和40年4月11日生)	昭和63年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 平成11年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役 平成13年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役 平成16年1月 株式会社B Tカンパニー社長 平成20年4月 当社入社 経営企画担当ディレクター 平成21年4月 経営企画統括部長 平成21年6月 取締役経営企画統括部長 平成22年4月 取締役経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年4月 取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年6月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼財務統括部長 平成23年10月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長 平成25年1月 常務取締役経営管理本部長兼内部監査統括部長兼経営企画統括部長 平成26年4月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画統括部長兼産業資材戦略担当 平成27年4月 常務取締役経営管理本部長兼産業資材事業本部長 平成28年4月 常務取締役経営管理本部長兼産業ソリューション戦略担当（現任）	89,286株
4	後藤 俊 夫 (昭和34年12月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成9年10月 当社経営企画室付課長兼 (出向) iTak(International) Limited 代表取締役社長 平成15年4月 当社電子デバイス担当ディレクター兼 (出向) iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成21年4月 (出向) iTak(International)Limited 代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役兼 (出向) iTak(International)Limited 代表取締役社長（現任）	21,701株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の選任理由は以下のとおりです。
- (1) 高島幸一氏は、国際・国内マーケティング・営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (2) 高垣康孝氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2009年より当社取締役として、2011年以来常務取締役として、建材事業を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (3) 大畑恭宏氏は、コンサルティング等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。2009年より当社取締役として、2011年以來常務取締役として、経営管理部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (4) 後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しています。2012年以來当社取締役として、電子部品事業子会社を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

当4名は選任されますと独立役員として東京証券取引所に登録をする予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	弓削道雄 (昭和24年9月3日生) 社外取締役候補者	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現・株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 平成12年5月 同行京都支店長 平成14年6月 横浜ゴム株式会社取締役経理部長 平成16年10月 同社執行役員ホース配管事業部長 平成18年4月 同社執行役員コンプライアンス推進室長兼総務/購買部担当 平成19年6月 同社常任監査役 平成23年6月 同社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任)	0株
2	川添丈 (昭和33年6月21日生) 社外取締役候補者	平成3年4月 梶谷総合法律事務所入所 平成7年4月 ブリッジ法律事務所開設 平成15年6月 半蔵門総合法律事務所開設 平成22年1月 表参道総合法律事務所開設、代表弁護士(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 表参道総合法律事務所代表弁護士	0株
3	井上健 (昭和21年11月17日生) 社外取締役候補者	昭和44年7月 日本国有鉄道入社 昭和53年4月 (財)国際開発センター派遣 開発エコノミストコース修了 昭和58年7月 同社電気局管理課総括補佐 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 同社鉄道事業本部施設電気部電力課長 昭和63年3月 同社経営管理部課長 平成2年6月 同社東北地域本社企画調整部長 平成5年3月 同社関連事業本部ホテル・オフィス事業部長 平成8年3月 同社鉄道事業本部施設電気部担当部長 平成9年6月 同社取締役千葉支社長 京葉企画開発株式会社代表取締役社長(非常勤) 平成11年10月 東日本旅客鉄道株式会社取締役設備部長 平成12年6月 同社常務取締役鉄道事業本部副本部長 平成14年6月 日本電設工業株式会社代表取締役社長 平成24年6月 同社取締役会長 平成27年6月 同社相談役(現任) (重要な兼職の状況) 日本電設工業株式会社相談役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	もも さき ゆう じ 桃 崎 有 治 (昭和25年12月18日生) 社外取締役候補者	昭和53年10月 監査法人西方会計士事務所(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 平成3年7月 有限責任監査法人トーマツ社員 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成16年2月 同監査法人東京事務所経営委員会委員 平成20年3月 同監査法人業務管理本部本部長兼経営会議オブザーバー 平成24年1月 トーマツグループ(監査法人・税理士法人・コンサルディング子会社・F A子会社)最高情報責任者 平成27年1月 桃崎有治公認会計士事務所開設、代表(現任) 平成27年6月 大林道路株式会社監査役(現任) OSJBホールディングス株式会社監査役(現任) 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 桃崎有治公認会計士事務所代表公認会計士 大林道路株式会社監査役 OSJBホールディングス株式会社監査役 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者はいずれも社外取締役候補者であります。
3. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 弓削道雄氏は、国際・国内金融営業部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2012年6月から当社の社外取締役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (2) 川添丈氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。2012年6月から当社の社外監査役として、法的側面からの視点を加えるなど、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (3) 井上健氏は、事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を有しております。かかる実績を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (4) 桃崎有治氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
4. 弓削道雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
5. 各候補者の選任が承認された場合、当社と各候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第119回定時株主総会において、年額180百万円以内（取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、あらためて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、現在と同額の年額180百万円以内と定めることとし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせて頂きたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案の効力が生じますと、取締役は、4名となる予定です。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、発生するものいたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額55百万円以内と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。第2号議案及び第4号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となる予定です。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、発生するものといたします。

## 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬等は、基本報酬（定額）と賞与（業績連動）とで構成されていますが、今般、高島グループの中長期的な持続的な成長と企業価値向上への貢献意欲を更に高めるため、「業績連動型株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）の導入をお願いしたいと存じます。

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度における取締役の報酬の額及び内容につきましては、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」における取締役の報酬等の総額（年額180百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給することといたしたく、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度による報酬の支給の対象となる取締役は4名となります。

### 2. 本制度における報酬の額及び内容並びに参考情報

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、業績に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬であります。業績の指標としては「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用することとします。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

#### (2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）といたします。

#### (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法及びその上限

##### ①取締役に対するポイントの付与方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役に対し、本信託の信託期間中の毎年5月に、直前に終了する事業年度の業績（親会社株主に帰属する当期純利益）により算定される数のポイントを付与いたします。取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、280,000ポイント（当社普通株式280,000株相当）を上限とします。

##### ②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、各取締役に付与されたポイント数に1（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4) 当社が拠出する信託金の上限額

当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」という。）の期間における取締役の職務執行の対価として本制度を導入し、各対象期間における職務執行の対価としての株式の取得資金として、信託期間（4年間）中に金200百万円を上限とする金銭（※）を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。

（※）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間経過後も、当社の取締役会の決定により、一定期間（5年以下の期間とする。）ごとに対象期間を延長するとともに同様に信託期間を延長して（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含む。以下同じ。）本制度を継続することがあります。この場合には、当社は株式の追加取得資金として、その延長年数に金50百万円を乗じた金額を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（上記の当社株式と合わせて以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額で金銭評価します。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施します。

(5) 各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。このほか、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付する場合があります。

※本制度の詳細につきましては、当社平成28年5月30日付開示「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

## 株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
( 電 話 照 会 先 )	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
一 単 元 の 株 式 の 数	1,000株
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	<a href="http://www.tak.co.jp/">http://www.tak.co.jp/</a>

---

### ●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### ●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。



# <株主総会会場ご案内図>

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル  
当社本店11階会議室



## ◎交通機関のご案内

J R 中央線（快速）、中央・総武線（各駅停車）

..... 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より 徒歩 2分

## 地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 ..... 御茶ノ水駅 2番出入口より 徒歩 3分

東京メトロ 千代田線 ..... 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 2分